

会 議 録

会議名	令和7年度第2回苅田町環境審議会			
開催日時	令和7年8月20日(水)	開会	14時00分	
		閉会	15時15分	
開催場所	苅田町役場 4階 401会議室			
会議次第	1. 開会 2. 会長あいさつ 3. 議事(質疑応答) 4. パブリック・コメント(意見公募)の実施について 5. 次回の審議内容について 6. 閉会			
公開・非公開	公開		傍聴者数	0 人
委員出欠状況 (全10名)	会長	高見 徹	有識者	出席
	副会長	柴田 加奈子	有識者	出席
	委員	末石 伸二	町議会議員	出席
	委員	白石 学	町議会議員	出席
	委員	中村 祐司	関係行政機関	出席
	委員	江藤 拓也	関係行政機関	欠席
	委員	永嶋 恭博	関係行政機関	出席
	委員	梅田 俊明	区長連合会	出席
	委員	野田 嘉雄	商工会議所	出席
	委員	松岡 麻利子	一般公募	出席
事務局	環境課長 笠本 祐司			
	環境課副課長 内山 昌彦			
	環境課 廃棄物対策担当 川上 卓己			
	環境課 廃棄物対策担当 宮野 秀哉			
配布資料	1. 次第 2. ごみ処理基本計画改定に関する説明資料(PowerPoint 資料) 3. 「苅田町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の改定素案 4. 「苅田町環境審議会の開催について(第3回)」			

令和7年度第2回荻田町環境審議会(R7.8.20) 議事録

発言者	発言内容
笠本課長	定刻前ではございますけれども、ただいまより令和7年度第2回荻田町環境審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、また大変暑い中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。司会進行をさせていただきます。環境課長の笠本です。よろしくお願い致します。 本審議会は、「荻田町環境審議会条例」第6条第2項の規定により委員の半数以上の出席が必要となりますが、本日は10名中9名の出席でございますので、審議会開催の定数を満たしておりますことを御報告します。 また、本審議会の傍聴につきましては、8月12日～19日の期間、町のホームページで告知し、希望者を募集しましたが、申込はありませんでした。 続きまして、資料の確認をさせていただきます。本日、お手元にお配りしている資料は4種類です。 ①本日の会議次第、②ごみ処理基本計画改定に関するパワーポイント説明資料、③一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定素案、④第3回環境審議会の開催通知です。資料はお揃いでしょうか？お揃いでない方は挙手をお願い致します。(挙手なし) それでは、次第の2、会長あいさつ。高見会長よりごあいさつを賜ります。
高見会長	皆様こんにちは。西日本工業大学の高見です。 今回は令和7年度の第2回目ということで、引き続き「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」の改定について、審議を行いたいと思います。皆様の忌憚ないご意見を頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。
笠本課長	ありがとうございます。続きまして、次第の3.議事になります。ここから議事進行は高見会長をお願い致します。
高見会長	早速、本日の審議に入ります。前回と同じように、まず事務局から資料に沿ってご説明を頂きます。その後、質疑応答の時間を設けたいと思いますが、事務局より、説明が長くなるため、途中で質問時間を挟みたいとの要望がありましたので、そのように進めたいと思います。それでは事務局より説明をお願いします。
川上係長	皆様こんにちは。荻田町環境課廃棄物対策担当の川上と申します。本日もよろしくお願い致します。いつものように前方スクリーンにお手元の資料と同じものを映しております。それでは座って御説明させていただきます。 PowerPoint 資料 スライド No.1 本日は、第2回目となります。引き続き「ごみ処理基本計画の改定」について、ご審議をお願い致します。 パブリック・コメント(意見公募)の手続きについては、後ほど御説明をさせていただきますが、本日の審議会終了後、第3回目の9月24日までの間に1ヶ月程度、期間を設ける予定としております。 PowerPoint 資料 スライド No.2 本日、第2回目の内容は、「具体的なごみ減量化施策について」とさせていただきます。 前回ご説明致しましたが、この「ごみ処理基本計画」はごみ減量に関する取組の基本方針、方向性を示すものですので、個別・具体的な施策の詳細や開始時期等は明記をしておりません。基本計画という性格上、明記するものではありません。

川上係長	そのため、委員の皆様には具体的な減量化施策、特に前回、新しい減量に関する目標値についてご説明致しましたが、その目標達成のための具体的な施策がなかなか見えづらいかと思います。今回は、改定素案の記載内容と合わせまして、事務局が今後実施を検討している施策について、ご説明をさせていただきます。 PowerPoint 資料 スライド No.3 ごみの減量についての考え方、アプローチの方法というのは、当初計画から基本的には変わっておりません。また、国・県や他自治体の計画を見ましても大まかな方向性というものは同じです。 組成割合の大きなごみ、つまり、多く排出されているごみの量をどのように減らしていくかということに尽きます。 荻田町では、ごみ量全体の4分の3が「家庭系ごみ」であり、そのうち8割が可燃ごみとなります。 その中で、組成割合の多い、生ごみ等の厨芥類、紙ごみ、プラスチックごみである高分子類、それぞれについて何かしらの減量策を打っていくということになります。 PowerPoint 資料 スライド No.4 荻田町では、新規の目標の一つとして、「町民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を令和15年度に国レベルである 495gに削減するという目標を設定しておりますので、各組成における減量値の積み上げでこの目標を達成することを目指します。 PowerPoint 資料 スライド No.5 本日お手元に配布している改定素案ですが、前回から以下の修正を加えております。 「①誤表記の修正」は、前回の審議会後に委員からのご指摘や事務局で修正の必要があると判断した箇所の修正を行っております。 「②各表中の単位の整理・明記・統一」については、改定素案中に記載している各表の単位等を統一しました。 「③取組の方向性として、明記した方が良いと思われる記載の追加」を第4章 目標達成のための取組 に追加しております。詳細は後程ご説明致します。 「④説明を補足すべき部分の加筆・修正」については、前回審議会の中で委員からご指摘のあった部分について、加筆・修正を行っております。 なお、前回お示した新たな目標指標、目標値についての変更はございません。 PowerPoint 資料 スライド No.6 それでは、今回、「第4章 目標達成の取組」部分で、事務局案として、当初計画から修正・追記した部分を御説明致します。 前のスライドでは、③の部分にあたります。 改定素案では、P10～P26の内容となります。 PowerPoint 資料 スライド No.7 方向性の1として、「ごみの減量の推進」とありますが、家庭・事業者の各主体から排出されるごみの量、そのものを減らす取組となります。
-------------	--

川上係	この部分で追加した箇所は、「4）食品ロスの削減」です。市町村において計画策定が努力義務となっている「食品ロス削減推進計画」を第6章として新設致しました。 PowerPoint 資料 スライド No.8 先程御説明したとおり、「食品ロス削減推進計画」は各市町村において策定するよう努めなければならないものとされております。 この食品ロス削減推進計画は、国の指針により、単独で策定することもできますが、ごみ処理基本計画の中の個別計画として、ごみ処理基本計画に内包するかたちで策定することもできるとされております。そのため、今回その方針に則って新たに策定を致しました。 改定素案の P26をご覧ください。 「6-1）計画策定の背景と目的」と「6-2）の計画の基本的事項」にその内容を記載しております。 なお、計画期間は、ごみ処理基本計画の期間と同じ令和15年度を最終目標年度としております。 PowerPoint 資料 スライド No.9 また、P27には本町の食品ロス量の現状分析を行い、それを踏まえた目標値を P28に記載しております。 目標値については、国・県計画に合わせるかたちで設定をしており、荻田町における食品ロスの年間発生量については、2000年度から半減することを目標として設定しております。 PowerPoint 資料 スライド No.10 食品ロスの削減に向けた具体的な取り組みですが、消費者庁、環境省に特設サイトが設けられており、そこで各自治体の取組事例が数多く紹介されております。 なかなか特効薬というようなものではありませんので、継続して地道に取り組んでいくしかないというのが事務局の実感でございます。 代表的なところでいきますと、10月の「食品ロス削減月間」に合わせて消費者向け啓発用リーフレットの作成・配布、店舗での取り組みとして、フードドライブ活動や「てまえどり」の実践、その啓発というものがございます。 PowerPoint 資料 スライド No.11 町民アンケートの結果を見ますと、厨芥類のもともとの組成割合が多いという要因もあるかと思いますが、減量できるごみの種類として最も多く選択されています。 PowerPoint 資料 スライド No.12 続いて、今回の改定で加筆・修正した内容はありませんが、前回のご審議の中で「ごみ有料化」について、いくつかご意見を頂戴しておりますので、現段階での事務局における検討状況をご説明させていただきます。 PowerPoint 資料 スライド No.13 「ごみ有料化」については、改定素案の P13に記載のとおり、平成27年11月に「早急に実施すべきである」との答申を本環境審議会より頂きました。
-----	---

	答申の中で「ごみ有料化」とは、町がごみ処理について、すべて税金で支出していた経費の一部を排出者(住民等)から手数料として徴収することとしており、その徴収方法は、ごみ袋を有料化することで行うことを想定しています。 単にごみ袋の作製費用や配送費用等のみをごみ袋料金として徴収するのは、「ごみ有料化」にはあらず、ごみ処理経費の一部をごみ袋料金に上乗せして徴収することが「ごみ処理有料化」であり、答申やごみ処理基本計画中の「ごみ有料化」は、『ごみ処理有料化』として整理しております。 PowerPoint 資料 スライド No.14 当初計画の中で「ごみの有料化における優良事例を収集し、本町の状況にあった制度を検討します。」との記載がございますので、有料化導入の手法については、事務局においていくつか検討を行っております。 前回、委員から有料化についてご意見を頂く中で、事務局より「現在の経済状況で、新たな負担を町民の皆様をお願いするということは、よくよく方法や時期を見定めてからでないといけない」という趣旨の御説明を致しました。 事務局といたしましても、町民の皆様から制度についての理解を得た上で、進めていくことが大変重要なことであると考えております。そのため、排出者である町民の負担軽減を重視した手法として、「一定量無料型」というものを検討しております。 これは一種の「激変緩和措置」のようなもので、排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者がその排出量に応じて手数料を負担する方式です。 PowerPoint 資料 スライド No.15 燃やせるごみの袋を例に考えてみたいと思います。 一般家庭から出る「燃やせるごみ」の排出量(1人1日あたり)を、国の目標値と同程度にまで減少させると目標設定した場合、現在52枚配布しているものが、例えば40枚に減少するということになります。 目標としたごみ排出量に見合った袋の枚数、ここでは40枚という例にしておりますが、40枚までは今まで通り無料で配布し、その枚数で足りなくなった場合には、各自で有料のごみ袋を購入してもらうということになります。 有料化実施に伴う町民の皆様の経済的負担を軽減しつつ、ごみの減量や分別・資源化に取り組む動機付けとすることができないのではないかと考えております。 説明資料の約半分まで進みましたので、ここで一旦ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。よろしくお願い致します。
高見会長	はい。それでは、ここで説明の前半部分について、ご質問やご意見のある方は発言をお願いします。 疑問点などどのようなことでも結構かと思います。
梅田委員	はい。梅田ですが、ごみ袋の件で一言よろしいでしょうか。 ごみ袋は現在のサイズだけではなく、小さいサイズも作って頂きたいと思います。小さいものを作ってもらえれば、それだけごみの減量にもつながると思います。ごみ出し量に応じた対応をしてもらえればと思います。よろしくお願いします。
笠本課長	はい。貴重なご意見ありがとうございます。ごみ袋については、色々な方からの意見を踏まえ、より良いものとなるよう適切に対応したいと思います。

高見会長	ありがとうございます。その他ございませんか。(白石委員が挙手)
白石委員	はい。同じくごみ袋の件です。パワーポイント説明資料の P15に「一定量無料型」ということで、先程御説明があったかと思います。 資料に「40枚」というごみ袋の枚数が記載されていますが、これは実際に必要な枚数として適切といえるのでしょうか。
川上係長	ご質問ありがとうございます。この「40枚」という枚数は、わかりやすいように、燃やせるごみに限定して例示した枚数ということでお考え頂ければと思います。実際に実施ということになりますと、より細かく計算を行い、適切な枚数を決定することとなります。
高見会長	他にご質問ございませんでしょうか。(挙手なし) それではご質問がなくなったようですので、後半部分の説明を事務局よりお願いしたいと思います。
川上係長	はい。それでは後半部分のご説明に移らせて頂きます。 PowerPoint 資料 スライド No.16 方向性の2、分別・リサイクルの推進は、ごみの中から「資源」として取り出せるものを分別するという取組となります。 この部分では、「3)プラスチックごみの分別収集の検討」という項目を新設しております。 内容としては、容器包装プラスチック、製品プラスチックのいわゆる「プラスチックごみ」の分別収集の実施に向けて検討を行うというものです。 PowerPoint 資料 スライド No.17 こちらは「プラスチック資源循環促進法」の説明になります。 プラスチック類の分別・収集については、令和4年4月1日より施行された『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』により、分別の基準を策定し、適正に分別されるよう住民に周知することが市町村の努力義務となっています。 また、そのリサイクル方法については、国が定める指定法人に委託するか、市町村独自で再商品化計画を策定して行うかを、市町村の状況に応じて選択することができることとなっております。 PowerPoint 資料 スライド No.18 続いて、開始時期についてです。 この法律は令和4年4月1日に施行されましたが、実施時期については、具体的な定めはありません。 荻田町では、現在のRDF化処理を続ける間、燃料としての熱量確保のために実施できない状況です。 PowerPoint 資料 スライド No.19 参考事例ですが、茨城県の鹿嶋市も本町と同様に可燃ごみのRDF化処理を行っていましたが、最近、焼却方式に変更しております。 RDF化処理では、燃料としての熱量確保のためにやわらかいプラスチックを燃やすごみとして収集・処理することとなります。鹿嶋市と同じように荻田町でも「新たな処理システムへの移行」に伴い実施を検討することとしました。

川上係長	PowerPoint 資料 スライド No.20 スライド No.18と19は、昨年度ご審議を頂いた「次期ごみ処理方式」の際に御説明させて頂いた内容です。 趣旨としては、現在荻田町が行っているRDF化処理を続けている限りは、可燃ごみの中からプラごみを取り出すのは難しく、新たな処理システムへの移行と同時にプラごみの分別収集を実施するというものです。 しかし、分別ルール の定着までにはある程度時間がかかることや、100%正しい分別が行われるということは考えにくく、一定量のプラごみは可燃ごみの中に残るのではといった点、分別ルールを現在の国が求めている施策のレベルにアップデートすることでの意識向上といった点から、「新たな処理システムへの移行」を待たずに、分別ルール の再編ということで、紙ごみの分別収集と同じタイミングで、可能な限り早期に開始することが望ましいと考えております。
	PowerPoint 資料 スライド No.21 参考として、鎌倉市の取組をご紹介します。鎌倉市では容器包装プラスチックの無料収集に続いて、燃やすごみ中に含めていた製品プラスチックの無料収集を平成27年1月から始めています。ここでいう「無料収集」とは、「有料の指定収集袋に入れる必要がない」という意味です。 収集頻度は、容器包装プラが週1回の収集、製品プラが月1回の収集となっています。
	PowerPoint 資料 スライド No.22 次に令和7年4月より開始した金沢市の取組をご紹介します。金沢市では、これまで燃やすごみだった製品プラスチックを容器包装プラスチックと合わせてプラスチック資源として、同じ袋で収集し、資源化する取り組みを行ってられます。製品プラスチックとは、プラスチック素材100%で出来ているもので、一番長い辺が50センチ以下のものをいいます。 住民にとっては、プラスチック資源として一括して収集されることとなりますので、大変わかりやすい分別ルールになっていると思います。 本町も出来るだけ町民の皆様に分かりやすく、取り組みやすい分別ルールにしたいと考えております。金沢市さんの取組みについては今後、十分に検討していきたいと思います。
	PowerPoint 資料 スライド No.23 町民アンケートの結果を見ても、8割以上の方がプラスチックごみを分別できると回答されています。現在、可燃ごみとして収集している容器包装プラスチックも、その他の燃やせないごみとして収集している製品プラスチックも高い割合で分別することが可能という結果になっております。
	PowerPoint 資料 スライド No.24 こちらは、燃やせるごみの中から「資源ごみ」として、「プラスチック類」と「紙ごみ」を分別した場合の、現在の分別方法との変更を示したものです。 現在は「プラスチック類」・「紙ごみ」ともに「燃やせるごみ」として収集していますが、これらを新たに分別することにより、リサイクルの推進及び減量につなげることとし、「新たな処理システムへの移行」時期にこだわらずに、早期の変更を目指すべきであると考えております。

川上係長	PowerPoint 資料 スライド No.25 先程、「プラスチックごみ」の分別収集は、紙ごみと合わせてというご説明を致しましたので、少し紙ごみの分別収集にも触れておきたいと思います。 今回の改定で、紙ごみの分別収集の実施について、加筆・修正した内容はありせん。引き続き、回収袋や収集日に設定などについて、導入を検討していくという内容としております。 町民アンケートにおいても、「古紙回収専用袋」があれば良い、というご意見を多く頂いております。 PowerPoint 資料 スライド No.26 「古紙回収専用袋」の参考事例です。福岡市さんでは「雑がみ回収促進袋」という紙袋を作成し、資源回収ボックスを設置している公共施設等で配布を行っています。 裏面にリサイクルできる雑がみ類の紹介をされているのと、「次回からは、うちにある紙袋を活用してね」という呼びかけも記載されています。 福岡市さんは、紙ごみだけの収集(収集日の設定)は実施しておらず、あくまで拠点回収がメインとなりますが、紙ごみ分別の意識付け、きっかけ作りとして、このような袋を作成されています。 PowerPoint 資料 スライド No.27 リサイクルできる雑がみというはこういったものかということ、福岡市さんでは新聞紙・段ボール以外のリサイクル可能な紙類として整理されています。 リサイクルできない紙としては、カーボン紙や圧着はがき、飲料用の紙パック、食品・油のついた紙といったものが代表的なものです。 PowerPoint 資料 スライド No.28 町民アンケートでは、新規の取組の提案として、下記の御意見を頂いております。 「小中学校内での古紙回収プロジェクト」については、古紙回収業者さんと小中学校が連携し、校舎内に回収ボックスを設置し、そこに児童生徒が紙ごみを持ちよることで、一定量の回収量を確保するという取組です。回収した紙ごみとトイレトペーパーを交換するといったことも行われており、環境教育の側面が大きなものではあると思いますが、そういった取組についてのご提案も頂いております。 また、今後の検討課題として、町内事業者が排出する紙ごみをどのようにリサイクルにつなげていくかを検討する必要があると考えております。 PowerPoint 資料 スライド No.29 方向性の3については、加筆・修正した部分はございません。 方向性の4については、昨年度、本審議会で「次期ごみ処理方式について」ご審議を頂き、答申が出されておりますので、その内容を踏まえた修正を行っております。 PowerPoint 資料 スライド No.30 具体的には、改定素案 P23の下から7行部分、「令和6年11月の環境審議会答申では、」から始まる部分になります。 答申の内容を記載し、北九州市さんとの協議を可能な限り早期に開始する
------	--

川上係長	こと、その際には北九州市側のごみ処理の状況、受け入れに係る条件等に十分配慮する、といった内容としております。 PowerPoint 資料 スライド No.31 そして、昨年度の審議内容のとおり、現在のエコプラント敷地内に粗大ごみ処理施設と並立するかたちで、新たに中継施設を建設する予定です。 現在の粗大ごみ処理施設については、そのまま継続して使用する予定です。 PowerPoint 資料 スライド No.32 改定素案に関するご説明は以上となります。 ここから、前回委員の皆様から頂いたご質問について、再度ご説明をさせて頂きたいと思います。 具体的には、「ごみ排出量の将来予測について」と「ごみ質の変化について」の2点になります。 PowerPoint 資料 スライド No.33、34 ごみ排出量の将来予測については、当初計画において、「人口が増加傾向にある本町ではごみの排出量が増加すると予測されます」と記載しておりました。前回、改定素案において、その部分を「人口が将来的に微減傾向となる本町では、ごみの排出量が減少すると予測されます」と修正し、ご説明をさせて頂きました。 記載内容について、「人口減少」と「ごみ減量」の結び付きがわかりにくいというご指摘を頂きましたので、今回「町民1人1日当たりのごみ排出量が減少傾向にあり、将来的に人口が微減傾向となる本町では、ごみの総排出量が減少すると予測されます」という内容に修正を行っております。 PowerPoint 資料 スライド No.35 続いて、ごみ質の変化についてです。こちらに関しては、「ごみの重量が減っている要因として、その構成要素が変わってきているからではないか？」という趣旨のご質問を頂きました。 直近で行った令和4年度の組成調査と前回平成24年度の組成調査の構成比を比べております。厨芥類の比率はほとんど変わっていませんが、紙類が約6.4%減少しており、その分、高分子類つまりプラスチック類が約6.2%増加しているという状況です。構成比の変化もごみの重量が減っていることに影響している可能性があります。減量の理由については、引き続き事務局でも研究をしていきたいと考えております。 事務局からのご説明は以上となります。
高見会長	ありがとうございました。それでは質疑応答に移ります。 後半部分の事務局説明について、ご質問やご意見がある方はご発言をお願い致します。(末石委員が挙手)。はい、どうぞ。
末石委員	末石です。パワポ資料のP22で金沢市の取組を紹介してもらっていて、ここでは、容器包装プラスチックも製品プラスチックも、一緒の袋で回収ができるとあります。かたや、鎌倉市は別の袋に分けないといけないということですが、その違いは具体的に何なのでしょう？
川上係長	結論から言うと、その処理、再商品化を行う事業者の能力次第ということになります。

川上係長	現状の分別ルールからの変更を行う上で、自治体としてやりやすい、もしくは目指しているかたちがあるかと思いますが、実際には収集したプラスチック類の処理、再商品化を行う事業者がどういった処理能力を持っているかということにかかってくると考えております。
白石委員	では、金沢市さんが処理をお願いしている事業者については、たまたまというか、この2つを一緒に処理できる能力を持っていたというか、そういう業者を選んだということでしょうか。(事務局同意) わかりました。ありがとうございます。
高見会長	その他ございませんか。(白石委員が挙手)はい、どうぞ。
白石委員	パワポ資料の P24に可燃ごみから「紙ごみ」と「プラスチックごみ」を取り出すということで、今後分別ルールが変わることになるんだと思います。 先程、町民の方に分別ルールが浸透しにくいという話も出ましたが、その対策として、何か考えていらっしゃるのでしょうか。出前講座の回数を増やすなどの方法が考えられますが…。
内山副課長	はい。ありがとうございます。委員ご指摘のとおり、なかなか分別ルールを浸透させるのは難しく、これという効果的な方法はありません。計画書にあるように SNS をはじめとして様々な媒体を活用して、日常的な広報活動をしっかりやっていくしかないと考えています。 分別ルールの変更は、皆様の生活にとって大変重要なことなので、その際は公民館での説明会・出前講座なども丁寧にやっていきたいと考えています。
白石委員	わかりました。そういうことになった場合には、高齢者の方などへ情報が丁寧に伝わるように努力して頂きたいと思います。
高見会長	はい。その他ございませんでしょうか。(中村委員が挙手)どうぞ。
中村委員	食品ロスの取組についてですが、計画書の P29にいくつか具体的な内容が書かれていますが、これはどこかの自治体を参考にされたのでしょうか？
川上係長	はい。ありがとうございます。環境省や消費者庁が取りまとめている各自治体の取組事例集から、荻田町に合うもの、取り組みやすいものをピックアップして、記載しております。
高見会長	その他ございませんか。(松岡委員が挙手)。はい、どうぞ。
松岡委員	失礼します。松岡です。 ご説明があったとおり分別方法が新しくなって、プラスチックのみを集めるとなった時、北九州市さんにごみを受け入れてもらうという段階までは時間がかかるのは承知していますが、その間、収集したプラスチック類は荻田のセメント工場へ持って行くという認識でよろしいのでしょうか。
内山副課長	はい。ご指摘のとおり、最終的にはセメント工場へ持って行くということになります。ただ、集めたプラスチックは直接セメント工場へ持ち込むのではなく、一旦エコプラントへ集荷し、中間処理を経てセメント工場へ出荷するという流れになります。
松岡委員	わかりました。ありがとうございます。
高見会長	その他ご意見ございませんか。(挙手なし) それでは私から一つよろしいでしょうか。先程、末石委員のご質問で、プラスチック類の分別は、「処理業者の能力次第」という話が出ていましたが、かなり以前から国としては、その区域内にできる限り事業者を育成してという話があったかと思いますが、町内にそういった処理事業者があって、そこに任せることができれば一番良いと思われますが、そのような取り組みは今後行っていくのでしょうか。
内山副課長	荻田町の現状で考えてみますと、会長が言われたように一から町内事業者を育成するというのはかなり難しいかと思われます。

内山副課長	今後は、可燃ごみの処理を北九州市さんへお願いすることを検討しておりますが、北九州市さんの中には、パワポ資料のP17でご説明した認定事業者さんがいらっしゃるので、そこをお願いするか、容リ協会の指定法人に委託するかということになると考えております。
高見会長	そこも含めて広域的な処理を検討していくということでしょうか？
内山副課長	はい。その通りです。
高見会長	わかりました。ありがとうございます。 それではご質問も大方出たところかと思いますので、本日の審議は以上とさせていただきますと思います。 本日は具体的なごみ減量の施策、手法について事務局より内容をご説明いただきました。今回頂いたご意見については、事務局の方でとりまとめたいただいて、改定素案の内容に適宜反映をさせて頂ければと思います。 確認ですが、前回の目標指標や目標値については、変更なく、前回ご説明頂いた数値のままでいくということでしょうか。 (委員・事務局同意) わかりました。あと、これは審議会からの意見ということになるかと思いますが、昨年度、「次期ごみ処理方式」に関する答申の付帯意見として、「粗大ごみ」の減量について言及している部分が合ったかと思います。今後、ごみ減量の施策を実施していく中で、そこにも積極的に取り組まれるようお願いしたいと思います。 (事務局同意) それでは、委員の皆様ご審議にご協力いただきまして、ありがとうございます。進行を事務局お返しいたします。
笠本課長	はい。今回も熱心にご議論を頂き誠にありがとうございました。 委員の皆様から頂いた意見につきましては、再度事務局で整理の上、計画の改定素案に適宜反映させてまいりたいと思います。 続きまして、次第の4. パブリックコメント(意見公募)の実施について 御説明致します。 今回までにご審議頂いた計画素案については、約1か月程度の意見公募手続きを実施し、町民や事業者から広く意見を募集致します。 その後、寄せられた意見に対する町の見解を取りまとめ、必要があれば計画書に反映させ、計画書の最終案を作成致します。最終案については、次回、再度審議会にお諮りし、ご確認を頂いた上で、高見会長より町長へ答申として御提出頂くということになります。 次第の5. 次回の審議内容について です。 次回審議会は、お手元に案内文書をお配りしておりますが、9月24日水曜日、14時からの開催、場所は同じく401会議室となります。 次回は、前半でごみ処理基本計画の改定に関する答申を会長より町長へご提出頂き、後半で地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定についてご審議を頂きます。委員の皆様におかれましては、引き続き御出席の程よろしくお願い致します。 それでは、これもちまして令和7年度第2回荻田町環境審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。